

# 授業支援システム（LMS）を用いた法学教育の可能性

— 授業形態・内容別の DB manaba 活用実践を通して —

河野良継

## 1. はじめに

本稿は、2019年10月に開催された法学研究所研究会において筆者が報告した内容を整理したものである。

近年、学習管理システム（Learning Management System、以下「LMS」と表記）を用いた大学教育の質の改善や効率化が謳われるようになってきている。LMSとは、簡単に定義するなら、eラーニング（情報技術を用いて行う学習）による学習の実施を統合的に管理できるプラットフォームである。大学などの教育現場において、これは教師の「授業支援システム」——授業を受講する学生の学習状況や、授業などで使用する学習教材を教師が統合的に管理するための仕組み——であると同時に、授業を受講する学生の「学修支援システム」——学生が教材コンテンツを用いて学習し、学習状況や成果を把握するための仕組み——である。大東文化大学は2018年度よりこのLMSの一つであるmanaba courseを全学的に導入し、DB manabaとして運用している<sup>1</sup>。「manaba」とは、株式会社朝日ネットが提供するクラウド型教育支援サービスであり<sup>2</sup>、PCやスマートフォンからのブラウザ・ベースでの操作を可能としている。さらに、株式会社レスポンスが提供しているスマートフォン専用のリアルタイム・アンケート・アプリ「respon」<sup>3</sup>との連動により、アクティブ・ラーニング（学修者が能動的に学修に参加する学習法）型授業の支援サービスを提供するものである。

本稿ではまず、筆者の担当科目における実際のDB manaba活用例を紹介し、法学教育に適したDB manabaの活用手法について検討する。その上で、本学法律学科の少人数クラス授業である「現代社会と法A・B」（法律学科一年生必修科目）と「基本法学概論A・B」（法律学科二年生必修科目）において、近年懸案事項となっている問題について、2019年度の筆者の「基本法学概論A・B」担当クラスにおいてDB manabaを活用することで対処を試みたので、その実践例を紹介し検討する。こうした法学教育の現場でのLMS活用実践を仔細に検討することを通じて、LMSを活用した法学教育実践のあり方について考察することが本稿の目的である。

## 2. 担当科目とその性質による分類

筆者の担当科目における DB manaba 活用実践を紹介するにあたり、まずは実際の担当科目とその科目の特徴を確認しておきたい。クラス規模の違い、必修科目・選択必修科目・全学共通科目という科目種類の違い、法律学科の専門科目か全学共通科目の教養系の科目なのかという違い、初学者対象の科目か法律学科の専門教育科目か、さらに法律学科の専門教育科目においても知識の修得が重視される科目なのか教養重視の科目なのか、以上の観点から分類したものが表1である。

表1 担当科目の分類<sup>4</sup>

科目名	大人数 or 少人数	種類	科目の性質	
法学（法律学入門）A・B	大人数	必修	専門	初学者向け／知識修得重視
基本法学概論 A・B	少人数	必修	専門	初学者向け？／知識修得重視
専門演習	少人数	選択	専門	専門生向け／教養重視
法社会学 A・B	大人数	選択	専門	専門生向け／教養重視
法学概論・法学概説	大人数	全学	教養	初学者向け／教養重視
日本国憲法	大人数	全学	教養	初学者向け／教養重視

表1からわかるように、筆者の担当科目は科目ごとにその性質が大きく異なっている。そのため、使用する DB manaba 機能を科目ごとに細かく選別する必要があった。この選別にあたって、筆者が以下の4つの観点を考慮して行っている。

- ① 出席が必須の科目と位置づけられているかどうか。また、出席が必須か否かを問わず、出席を実際にどの程度成績評価に加えるべきか。
- ② 授業外学習が必須の科目なのかどうか<sup>5</sup>。
- ③ 知識の修得が重視される科目なのか。それとも知識よりも、学生自身の問題関心を喚起することを重視した方がよい科目なのか。
- ④ 昨今の大学生をどうやって授業に引き込めばよいのか。知識の修得や教養の伝授は重要であるが、他方で学力が低下し、社会的事象への関心が希薄で、テレビを視聴するお客様感覚で受講する大学生が多い中、「楽しませる」「関心をもたせる」工夫をどの程度授業内に取りいれればよいのか。

これらの観点を念頭に置きつつ、DB manaba と respon の機能ごとに、筆者の実際の活用実践を以下紹介する。

### 3. DB manaba と respon の機能別活用例の紹介

#### (1) manaba の機能

##### ① ニュース

全ての科目において、簡単な告知のためにこの機能はある程度は利用している。ただ、本学においては教務連絡用に DB Portal という別のシステムが存在し、全学生が DB Portal に登録しているため、筆者も授業連絡では DB Portal の方を用いている<sup>6</sup>。

##### ② 掲示板

全ての科目において、授業内容その他に関する質疑応答用のスレッドを立てている。ただ残念ながら、学生は質問などを直接聞きに来るか、あるいはメールで個別に問い合わせをしてくるため、現状ではほとんど活用できていない。

##### ③ コースコンテンツ

専門演習を除くすべての科目で利用している。具体的には、講義レジュメや関連資料、授業時に使用したスライドをコンテンツごとにページに分けて掲示する、資料保管庫として用いている。学生の予習のために、授業一週間前をめどにレジュメや関連資料を事前に掲示しておくのと同時に、復習のために、授業で使用したスライドを授業後に掲示するという形で運用している。

##### ④ 小テスト

法学（法律学入門）A・B と基本法学概論 A・B で利用している。詳細な機能と、基本法学概論 A・B での活用例については、後半の議論の中心となるためここでは割愛する。なお、法学（法律学入門）A・B では、法学検定試験ベーシック〈基礎〉コースの練習問題をドリル形式にして出題している。今のところ、回答は任意としているため、法学検定試験に関心のある少数の学生のみ取り組んでいるのが現状である。

##### ⑤ アンケート

この機能は利用していない。授業内での質疑応答やアンケートについては、結果をリアルタイムで表示できる respon の方が適している。また、授業評価アンケートについても、本学では別個のシステムで行っている。現在、利用方法について検討中である。

##### ⑥ レポート

法学（法律学入門）A・B と基本法学概論 A・B で利用している。

法学（法律学入門）A・B では、再履修者専用のレポート課題のやりとりの場として利用している。筆者の担当する法学（法律学入門）A・B は、法律学科一年生の必修科目であり、成績不良により単位を落とした学生は再履修をしなければならない。しかし、学力的に問題がある故に単位を落としたのだから、再履修しても単位を落とす割合が極めて高

い。そこで2010年度から、再履修者のみを対象にレポート課題による個別指導を行っている。これは、筆者作成のオリジナル課題（出題例は表2参照）に取り組んでもらい、提出された課題を添削指導する「赤ペン先生」方式で課題を完成させることで、単位履修を容易にするというものである。これにより、再履修者が再度単位を落とす割合が減少し、学力不良者の授業外学習の徹底と学力向上に努めることができています。レポート課題の添削指導に関わる業務は時間がかかり煩雑であったが、DB manabaのレポート機能を用いることで、学生のレポート課題の提出、提出された課題の添削と添削箇所への修正指示、提出完了後の課題の成績評価を、インターネット上でセキュリティを気にすることなく、容易に行うことができるようになった。

基本法学概論A・Bでは、授業時に出した宿題の提出用として使用している。もっとも、直接提出と併用しているため、現在の所、利用者は履修者のうち1/4程度である。

表2 法学（法律学入門）A・B 再履修者用レポート課題の出題例

・文部科学省が作成する道徳教育の指導要領の中に、「先生を敬愛し」という文言が入っています。さて、仮に刑法が改正されて、「学校において、先生を敬愛しない生徒は、罰金30万円の刑に処す」というような条文ができたとします。この条文の問題点について、次の点を検討しなさい。

① 生徒が先生を「敬愛」ということを法律で定めることは、つまり、生徒に対して、道徳的にこうあるべきとされる態度を、法で強制するということである。では、この法律が、実際に運用されるようになると、どのようなことになるのかを想像して答えてみなさい。

② ①をふまえて、道徳的なふるまいを法で強制することが、なぜ適切とはいえないのか、なぜ不適切な結果を生み出してしまうのかを、考えてみなさい。

・民法750条の定める夫婦同氏原則について、最高裁判所は平成27年12月16日に合憲判断を下している（「最高裁平成27年12月16日大法廷判決（平成26年（オ）第1023号 損害賠償請求事件）」）。この判例に関して、以下の問いに答えなさい。

① この判決における15名の裁判官の意見構成を整理しなさい。

② 本判決の本文＝法廷意見（多数意見）を整理して説明してください。

③ 本判決における岡部喜代子裁判官の意見を整理して説明してください。

（注）実際の課題は一问ではなく、複数問題出題している。

## ⑦ プロジェクト

この機能は、科目を履修する学生をグループに分けて、グループごとに掲示板利用、課題提出を可能とするものである。専門演習において、2019年度の後期から試験的に採用しているが、今後の利用方法なども含め、検討中の段階である。

### (2) respon

スマートフォン専用のリアルタイム・アンケート・アプリ respon は、いわゆるクリッカー（学生が教師の質問に回答するために指で操作可能なリモートコントロール機器）機能と、選択式および記述式のアンケート機能を有している。授業前に設問を用意しておき、授業の最中に回答のための入力番号を提示して、学生にその設問を respon で回答させる仕組みである。学生の回答結果はその場で集計され、集計結果をリアルタイムで表示することが可能である（選択式の場合はグラフ、記述式の場合は回答内容の表示）。学生が自分のスマートフォン上で見ることもできるが、教師側は教室設置のプロジェクタ投射スクリーンやモニターに表示することリアルタイムの双方向授業に用いることもできる。

さらに、大東文化大学では DB manaba を通じて、履修者登録情報と紐付けされているので、授業の出席調査・管理を行うこともできる。機能上、学生が使用したスマートフォンの位置情報と回答時刻を割り出すことが可能であり、教室の中から提出したかどうかを判定することも可能であるため、いわゆる「ピ逃げ」<sup>7</sup> 対策に有効なツールとなっている。もちろん、授業時間外に回答させることも可能である。

筆者は、専門演習を除くすべての科目で、出席調査用途をメインに利用している。ただし設問の内容は、担当科目とその性質による分類のところで説明したように、授業内容にあわせて以下の四パターンの設問を出題している（出題例は表3を参照）。

#### ① 問題演習（選択肢問題など）

公務員試験、資格試験など法律系の試験ではおなじみの選択肢問題である。基本法学概論 A・B やたまたに法学（法律学入門）A・B で出題している。

#### ② 授業内容と関連する話題についての選択式アンケート

法社会学 A・B や全学共通科目の日本国憲法など、知識の修得よりも、社会問題に対する見聞をより深め、学生自身の問題関心を喚起することを重視する科目では、特に答えのない形式の選択式アンケートを出題することがある。

#### ③ 授業内容と関連する話題について意見を問う記述式アンケート

②と同様の目的で、法社会学 A・B や日本国憲法（まれに法学（法律学入門）A・B）で出題することがある。大人数授業ではなかなか機会の作れない学生の意見表明の場を作る

ことを可能にすることでアクティブ・ラーニングに資するとともに、学生の回答をすべて表示できるため、スクリーンやモニターに表示して筆者が個々に論評することで、リアルタイムの双方向授業に役立てている。(集計結果で表示される学生の意見はもちろん匿名である。)

#### ④ 法律雑学クイズ

本来的には出席調査だが、出席の有無を問うだけでは味気ないということで、授業の息抜きや「楽しませる」「関心をもたせる」工夫の一環として、法学(法律学入門)A・Bや法学概論・法学概説のような初学者向け授業で、法律関係の話題を題材として雑学クイズを出題している。学生への迎合かもしれないと筆者は自覚しているが、学生には概ね好評である。

表3 respon 設問の出題例

<p>① 問題演習の出題例 (法学(法律学入門)A・Bの例)</p> <p>・刑法95条の公務執行妨害罪は「公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」と規定している。ここでは、「職務」とは「適法な」職務のことであると解釈される。さて、これはどのような解釈技法を用いているのだろうか?</p> <p>1 拡張解釈      2 縮小解釈      3 反対解釈      4 類推解釈</p> <p>② 選択式アンケートの出題例 (法社会学A・Bの例)</p> <p>・友人に一ヶ月分の給料に当たるお金を貸しましたが、返してくれない。交渉してもダメである。ではこの後、次に裁判所に訴え出るとします。この行動についてどう思いますか。</p> <p>1 望ましい      2 どちらかといえば望ましい      3 わからない 4 どちらかといえば望ましくない      5 望ましくない</p> <p>③ 記述式アンケートの出題例 (日本国憲法の例)</p> <p>・憲法9条や平和主義についてあなたの意見を教えてください。</p> <p>④ 法律雑学クイズの出題例 (法学(法律学入門)A・Bの例)</p> <p>・これまで弾劾裁判の制度で罷免された裁判官の罷免事由として本当にあったものは次のうちどれでしょうか?</p> <p>1 収賄      2 児童買春      3 ストーカー行為      4 盗撮</p>
---

#### 4. メリット、デメリット

次に、DB manaba と respon 活用実践の中で筆者が感じた、DB manaba と respon を利用した授業のメリットとデメリットを確認しておく。

##### (1) メリット

① 大人数講義での教材管理はもちろんのこと、出席確認の集計、レポート・宿題の管理の手間が省くことができた点は大きい。特に、本学では履修者登録情報と紐付けされているために、出席確認の集計を大幅に簡略化することができるようになった。従来は、出席カードやコメントシートなどを手作業で集計する必要があったため、手間と時間がかかっていたが、それらがなくなった。

② respon を利用することで、大人数講義でも、学生の授業参加経験を増やすことができた。学生の授業参加を促すアクティブ・ラーニング型授業は、受講生が100名を超える大人数講義ではなかなか困難であって、筆者も頭を悩ませていた問題であったが、この問題を解決する手段として現状最適であるように思われる。学生の意見表明や授業参加機会の増大は、学生の多くが歓迎しており、「学生を授業に引き込む」よい手段となっている。

##### (2) デメリット

① respon はスマートフォン利用が前提となっているが、スマートフォンを利用するための通信環境についていえば、本学では一部の地下教室などで繋がりにくいようである。また、スマートフォンを持たない学生はそもそも利用できないし、スマートフォンを持っていてもデータ通信量の上限による通信制限で（特に月末に）接続が難しくなる学生もいるようである。この問題に対して、筆者は respon を使えない学生用に、回答用紙を別途用意して、紙での提出を許可する方式で対応している。

② 授業前にかかる授業準備が、利用以前の倍程度かかるようになっている。授業前後の教材などの掲示、小テスト問題事前準備、レポート添削指導など DB manaba での準備や、respon で出題する設問の設定など、色々手間がかかるのは事実である。特に、DB manaba の小テスト機能は細かく色々設定できる反面、作業がかなり煩雑である。この点は後述する。

③ 授業に respon を利用して設問を出題する場合、事前の授業計画が必須である。授業内容にあわせてどのような設問を出題するのか、授業のどのタイミングで利用するか、設問を回答する時間をどの程度与えればよいのか、授業を聴きながら設問をスマートフォンで回答することを許可するのかどうか等など、授業進行を踏まえて事前に計画しておく必要がある。さらに、授業時間の一部を respon 利用のための時間に充てるということは、これ

までの授業内容を多少圧縮することも検討する必要があるということである。そのためには、授業で扱っている内容の重要度を斟酌することも必要になってくる。

④ そもそも手間をかけた分だけ、教育効果が見込めるのかという問題がある。学生の意見表明や授業参加機会は学生の多くが歓迎しており、特に respon で実施している法律雑学クイズは学生に好評であるが、果たしてそれを肯定的に評価してよいのかという点については留保が必要である。DB manaba や respon の利用は、あくまで授業の教育効果を効率的に増進・改善させるという目的に対する手段にすぎない。学生への迎合になっていないかどうか常に検討する必要があると思われる。

⑤ 少人数授業の場合、respon の出番があまり多くないように感じられる。少人数授業では機器を利用しなくても、学生と直接やりとりで双方向授業は十分可能である。アクティブ・ラーニングの観点からも、face-to-face での対話・意見交換の方がより適切であるように思われる。筆者も実際に少人数クラス授業である基本法学概論 A・B で respon を利用してみたが、学生の反応はいまいちであった。

#### 5. 法律学科少人数クラス授業における DB manaba 小テスト（ドリル）機能の活用例

法律学科少人数クラス授業（現代社会と法 A・B、基本法学概論 A・B）の懸案事項は、過去の法学研究所研究会で報告され、法律学科の教員の共通了解となっている<sup>8</sup>。これまで指摘されてきた複数の懸案事項の中で、本稿との関連で筆者が特に取り上げるのは以下の二点である。

① 例えば一年生の現代社会と法 A・B で教わる憲法の「人権の分類」の問題のように、何度小テストを繰り返しても基礎知識が一向に身につかない傾向があると指摘されてきた。特に一年生で習い、小テストで出題した内容にもかかわらず、二年生の基本法学概論 A・B において復習問題として小テストで出題しても成績が芳しくないことが問題視されている。

② 就職活動において企業の入社筆記試験を受ける際に、学生は出題される一般教養・常識問題や時事問題を解くことが必要となる。そのことを考慮するなら、あらかじめ一般教養・常識的知識についても早い段階で身につけさせておく必要があるのではないかということが指摘されてきた。これを受けて、基本法学概論 A・B ではクラスごとに一般教養・常識問題や時事問題を小テスト問題として出題している。

以上二点について、筆者はどうしてもある種の疑念を抱いてしまう。それは、これらについて教員が教える手間をかける必要があるのだろうか、という疑念である。例えば、①の懸案事項で言えば、一年生で教え、小テストで出題した「現代社会と法」の問題の内容

を、出来が良くないからということで、二年生で教え直さなければならないのだろうか。もちろん重要事項について、ある種のリメディアル教育的な手法として、繰り返し学習することの必要性は理解している。しかしながら、小テストで毎回優秀な成績をおさめる学生にとってはあまり有意義な時間とはならない上に、繰り返し学習の本来のターゲットである成績不良者はそもそも学力が芳しくなく、学習習慣が身につけていない学生が多いため、一年生で実施した教育と同様の手法を繰り返してもリメディアル教育としての効果は薄いのではないかという疑念は拭えない。②の懸案事項にしても、高校生までに身につけているはずの一般教養・常識問題や、ニュースや新聞などで容易にわかるはずの時事問題を、わざわざ大学生で教えなければならないのだろうかという疑念が残る。そもそも、これらは「教えて」知識の定着をはかる性質のものなのだろうか。一般教養・常識問題や時事問題は、個々の学生の知識量や理解力にあわせて、個別に学習に努めさせた方が効果的なのではないか。

以上の疑念に答えるべく、筆者は、担当する基本法学概論 A・B（二年生 D クラス）において、今年度から DB manaba の小テスト（ドリル）機能を利用して、学生に授業外での自主学習をさせる取り組みを行うことにした。

DB manaba の小テスト機能は、通常の小テスト出題とは別に、いわゆる「ドリル」を出題することが可能となっている。あらかじめドリル用の問題を複数個作成しておき、出題の際に問題群の中から適宜選択して出題する仕組みである。問題は一度作成しておけば、同じ問題を何度でも出題できる。ドリルなので学生は何度も回答することができ、さらに DB manaba には自動採点機能や正解表示機能もあるため、出題の際に正解を設定しておけば、学生の回答を自動で採点し、学生が回答後に正解を確認することもできるようになっている。正解表示に解説を付け加えることも可能である。学生は PC からでもスマートフォンからでも、期間内であればいつでも回答できる。教員は、一人ひとりの学生について、いつ何回回答したのかを確認することもできるようになっている。

筆者の基本法学概論 A・B では、毎回の小テストで出題する一般教養・常識・時事問題と、現代社会と法の復習問題を、前の週にあらかじめドリルとして DB manaba 上に掲載しておき、学生たちには授業時間外に自主学習でドリルに取り組んで、小テストの準備をしてもらうという方式をとっている（出題例は表 4 を参照）。

表4 ドリル設問の出題例

<p>一般教養・常識問題の例</p> <p>・次の例文中にある四字熟語の二カ所の（ ）部分はどちらも同じ漢字が1文字入る。その漢字を文章の下の記入欄に書きなさい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 スパイが（ ）体（ ）命のピンチとなる。</li><li>2 （ ）期（ ）会は茶会の思想である。</li><li>3 混乱して右（ ）左（ ）する。</li><li>4 四（ ）八（ ）して、何とか山頂にたどり着いた。</li><li>5 彼は（ ）頭（ ）尾、細部にこだわって製作した。</li></ol> <p>時事問題の例</p> <p>・2019年10月より消費税が（ ）%となった。一方で、食料品などが8%に据え置きされる（ ）制度や、一部の中小企業でクレジットカード、電子マネー、QRコードなどの（ ）を行うとしばらく5%のポイントが還元される仕組みなどで、税負担を緩和する取り組みも行われている。</p>
--

この取り組みを始めてまだ一年経っていないが、現時点での筆者の感想は以下の通りである。

① 大半の学生が事前に出題されるドリルに真面目に取り組んでいる。ドリルの問題が小テストとして出題されるので、これはある意味当然の結果である。学生の状況を確認する限り、大半の学生は授業直前に取り組んでいるようであるが、やらないよりはましと筆者は判断している。

② 正確な分析はしていないのであくまで感想でしかないが、現代社会と法の復習問題、特に憲法の「人権の分類」に関する復習問題の正答率が、例年より上がったように思われる。おそらく、大半の学生が授業直前に小テストと同一問題をドリルで解いているから、当たり前の結果という身も蓋もない結論なのかもしれないが、それ以外の要素も働いているかもしれないと筆者は考えている。

DB manabaのドリル機能を利用する以前の授業前の学生の様子を見ていたとき、気になっていたことであるが、テスト前の勉強で、本学の学生はほとんど全員が目で見て暗記することしかしない。ノートなどに書いて記憶するという作業をしないのである。おそらくこの部分に問題の根源があると筆者は考えている。見るだけでは記憶の定着率が低いのであり、二つ以上の動作を行うことが記憶の定着に有効であることはつとに知られている。

この点について、スマートフォン操作でドリルの回答を入力する場合、入力所作が加わるため、見るだけより若干ではあるが記憶の定着に有利に働いているのかもしれない。また、DB manaba のドリル機能では自動採点で正解も即座に確認できるため、学生は自分が理解していない部分がどこなのかについてリアルタイムで把握することが可能である。これらの点で、若干有利に働いているかもしれないというのが筆者の印象である。

③ ドリル方式は反復練習による基礎固めの手法であるが、計算問題の反復練習のような理系科目とは異なり、人文社会系科目の場合は基本的に暗記重視型の学習法とならざるをえない。それ故に、一度学んだはずの内容やすでに知っているはずの内容の復習にしか使えないと筆者は考えている。具体的に言えば、基本法学概論 A・B の授業で新規に教えた内容をドリルとして事前に出题するのは、適切ではないと考えている。(もっとも厳密に言えば、基本法学概論 A・B の授業内容は憲法・民法・刑法の各講義科目の重要事項の復習にすぎず、「新規の」内容ではないのだが。) 新規に教えた内容について事前に問題を示してしまうと、学生は確実に正解を暗記するだけになってしまい、その中身を十全に理解するという意識が薄れてしまうことを筆者は危惧している。基本法学概論 A・B の新規出題部分については、従来通り紙ベースのままとしている。

④ ドリル方式が暗記重視型の学習法である以上、暗記を推奨する一手段と化しているのではないかという疑念がある。復習や一般教養・常識・時事問題の知識定着に暗記が果たして本当に有効な学習手段であるのか、その学習効果がどこまであるのかという問題について慎重に判断する必要がある。今のところは、学習習慣があまり身につけているとは言いがたい本学の学生に対して、授業時間外の学習を促す手段として極めて有効であると筆者は判断している。

⑤ DB manaba の小テスト(ドリル)機能は残念ながらあまり使い勝手がよいとはいえない。実際、スマートフォンでの表示を考慮してドリル問題を作成しようとするときかなり細かく設定しなければならず、PC 操作に慣れている人間にとってもかなり煩雑な作業である。結果として、基本法学概論 A・B の授業準備に相当時間がとられるようになってしまった。一度ドリル問題を作成しさえすれば何度でも使い回せるので楽になるのだが、今年度は問題作成に一から取り組んでいるため、余計に時間がかかっている。筆者は作成のたびに思うのである、これって本当に大学教員がすべき仕事なのだろうか、と。

ただし、一度問題を作成しさえすれば、他のクラスでも容易に問題を流用できる点は大きなメリットであろう。全クラスの共通問題フォーマット作成の問題については、今後検討すべき課題であるように思われる。

## 6. 最後に

平成 26 年度の文部科学白書は次のように論じている。「教育における ICT(情報通信技術)の活用は、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子供たちの主体的・協働的な学び(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)を実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものです」<sup>9</sup>。今日、学校教育においてはもちろん、大学教育においても ICT (Information and Communication Technology) の積極活用が求められていることは事実である。他方で、ICTであろうと LMS であろうと、その導入は教育の質向上という目的に資するための手段にすぎないという観点を見落としてはならない。授業において ICT なり LMS なりを導入するかどうかは、導入により授業の改善や効率化が図られ、科目内容に関する学生の学習効果が向上するかどうかの評価基準で、各教員が各授業別に慎重に判断すべきであると筆者は考えている。したがって、DB manaba にせよ respon にせよ、その本質は、授業の形態や内容、授業の目的などに合わせた、授業カスタマイズのための道具である。そして、道具であるが故に、使い勝手の良さや道具をどれだけ使いこなせるかということも念頭において、導入すべきかどうかを判断する必要もあろう。ユーザーとしての目線から言えば、DB manaba や respon は便利な道具ではあるが、必ずしも万人にとって使い勝手が良いとは言いきれないことも事実である。

以上の点から鑑みるに、法学教育への LMS 活用は、利便性と導入コストを比較較量した上で、教員各自の判断で柔軟にカスタマイズして実践すればよいのではないか、というのが筆者の見解である。

---

<sup>1</sup> [https://www.daito.ac.jp/itc/other/details\\_25451.html](https://www.daito.ac.jp/itc/other/details_25451.html) このページによると、大東文化大学は、LMS を「授業支援システム」と表記している。本稿は、大東文化大学の LMS である DB manaba を扱っていることから、タイトルでは「授業支援システム (LMS)」と表記することとした。ただし、LMS の定義自体に「学修支援システム」の側面が内包されていると筆者は考えているため、論考においては LMS を一般的定義である「学習管理システム」の意味で用いている。

<sup>2</sup> <https://manaba.jp>

<sup>3</sup> <https://respon.jp>

<sup>4</sup> 基本法学概論 A・B は法律学科二年生の必修科目であり、専門科目への橋渡しを行う科目と位置づけられているため、実際には専門生向けの科目なのだが、法律学習における必須事項の習得を目的としている科目でもあるため、「初学者向け？」という特殊な表記を用いてある。

<sup>5</sup> 大学設置基準第 21 条に基づくなら、本来はほぼすべての科目において授業外学習の時間を設定しなければならないことになる。だが現実問題として、大学教育では、必修科目にこそ多くの授業外学習の時間を割くべきであり、それ故に例えば全学共通科目のような自由選択の教養系科目は、授業外学習の時間負担をなるべく軽減すべきである、というのが筆者の考えである。

<sup>6</sup> DB Portal は、大東文化大学の教務連絡用のシステムであり、休講情報、試験日程の連絡、行事連絡、教員からの連絡などに用いられている。筆者は学生に対して、DB Portal は連絡用、DB manaba は教育用、と説明している。

<sup>7</sup> 大東文化大学では、教室内に学生証を読み取らせる IC カードリーダーが設置されており、主に出席確認用に用いられている。そのため、カードリーダーを用いた出席確認の時に、カードリーダーに学生証をかざして出席したことにして、その後こっそりと退室するという不心得な行為をする者が出てくる。「ピ逃げ」とはこうした行為を指す俗称として学生間で用いられている。カードリーダーが学生証を読み取る時に「ピ」という反応音が鳴ることからこのような俗称が用いられるようになったようである。

<sup>8</sup> 森稔樹「『基本法学概論』（法律学科 2 年次生用クラス別授業）の現状と課題」大東文化大学法学研究所報第 37 号（2017 年）33-37 頁、堀川信一「『現代社会と法 AB』の現状と課題」法学研究所報第 37 号（2017 年）38 頁、藤井康博「『現代社会と法 AB』の現状と課題」法学研究所報第 39 号（2019 年）34-38 頁、森稔樹「『基本法学概論（A・B）』（法律学科 2 年次生用クラス別授業）の現状と課題」大東文化大学法学研究所報第 39 号（2019 年）39-43 頁、木原正雄「少人数教育の現状と課題—2017 年度基本法学概論 E クラス状況報告書」大東文化大学法学研究所報第 39 号（2019 年）44-48 頁。

<sup>9</sup> 『平成 26 年度文部科学白書』「第 11 章 ICT の活用の推進」